

令和2年9月15日
事務連絡

株式会社アグリセクト
アリストライフサイエンス株式会社
東海物産株式会社
小泉製麻株式会社

} 担当者 殿

農林水産省生産局園芸作物課
花き産業・施設園芸振興室
課長補佐(施設園芸対策班担当)

在来種マルハナバチへの転換促進について(協力のお願い)

特定外来生物セイヨウオオマルハナバチの代替種への転換及び適正飼養の推進に関し、日頃よりご協力をいただき御礼申し上げます。

環境省及び農林水産省は、特定外来生物であるセイヨウオオマルハナバチについて、平成29年4月に「セイヨウオオマルハナバチの代替種の利用方針」を策定し、代替種としての在来マルハナバチの適切な利用の促進を図り、セイヨウオオマルハナバチの総出荷量(北海道を除く)を令和2(2020)年までに半減させることとしています。

このたび、マルハナバチ普及会のご協力により、2019年までのセイヨウオオマルハナバチ、クロマルハナバチの出荷量が取りまとめたところ、クロマルハナバチの着実な増加と、セイヨウオオマルハナバチの若干の減少が見られ、両種の出荷量の差は縮まっている一方で、各都府県における転換の進捗状況には大きな差がみられました。

このため、農林水産省では別添のとおり、地方農政局から各都府県に対して、転換促進の趣旨への理解、園芸産地への周知や計画的な転換に向けたサポートなど、より一層の転換の促進について指導を依頼したところです。

貴社におかれましては、引き続き、本趣旨にご理解いただき、流通・販売に携わる卸売業者や小売業者、マルハナバチを利用する農業者等の関係者への周知を図るなど、園芸産地における転換の促進にご協力いただきますよう、お願ひいたします。

【別添】

各地方農政局向け事務連絡(写)

【担当】

農林水産省生産局園芸作物課
花き産業・施設園芸振興室
施設園芸対策班 角張、竹内

TEL : 03-3593-6496

環自野発第 2009115 号
令和 2 年 9 月 11 日

株式会社アグリセクト
代表取締役 高橋 善晴 殿

アリストライフサイエンス株式会社
代表取締役社長 小林 久哉 殿

東海物産株式会社
代表取締役社長 青木 貴行 殿

小泉製麻株式会社
取締役社長 小泉 康史 殿



セイヨウオオマルハナバチの飼養等に係る法令遵守について

特定外来生物セイヨウオオマルハナバチの適正飼養の推進に関し、日頃よりご協力をいただき御礼申し上げます。

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号。以下「法」という。）に基づき特定外来生物に指定されているセイヨウオオマルハナバチについて、農業現場での利用に係る許可の代理申請を行っている、ある地域の農業協同組合（以下「当該農協」という。）において、今般、適切に代理申請の手続きを完了させず、有効な許可のない状態の農家に対して当該種を販売した、法第 8 条に係る違反行為が確認されました。また、当該農協の責により、許可期限が切れた状態で農家が当該種を購入し飼養等を行った法第 5 条及び第 8 条に係る違反行為が生じました。さらに、当該農協においては、許可に関する公文書の不適切な取扱いも確認されました。

環境省では、セイヨウオオマルハナバチを扱う関係各所に対し、従前より有効な許可証の掲出、許可の有効期限の確認と期限内に更新のための許可申請を行うこと等、当該種の飼養等に係る法令遵守の徹底を求めてきたところですが、今回の事案を踏まえ、改めて下記について、関係供給事業者宛の周知徹底をお願いします。

なお、同様の内容について、農林水産省に対し都道府県を通じて農業団体や生産者等の関係者への周知を依頼していること、また、一般社団法人全国農業協同組合中央会に対して本事案について報告していることを申し添えます。

記

1. 許可を受けずにセイヨウオオマルハナバチを購入し、飼養等する行為は、法第5条及び第8条に違反する行為となることから、所定の手続きを行って確実に許可を得ること。
2. 許可を受けていない者に販売する行為は、法第8条に違反する行為となることから、特定外来生物を販売する際には、事前に許可取得状況について必ず販売先に確認をした上で、必要に応じて各地域を管轄する地方環境事務所等にも確認を行うこと。

以上